

令和5年度 第10回

# 魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年12月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和5年度第10回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名  
 欠席 0名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅 井 典 裕	
○		11	小 幡 中 治	
○		12	阿 達 正	議事参与の制限
○		13	吉 田 久	
○		14	穴 沢 勝 也	
○		15	櫻 井 信 夫	議事参与の制限
○		16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎 藤 勝 浩	
○		森 山 玲 子	
○		桑 原 剛 史	

## 令和5年度

## 第10回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和5年12月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 30 分  報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  13 番 吉田 久 委員  14 番 穴沢 勝也 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他  閉会宣言 15 時 15 分

# 令和5年度 第10回魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年度第10回魚沼市農業委員会総会は、令和5年12月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

お時間のほうが少し早くはありますが、農業委員さんが全員揃いましたので、総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出はありませんでした。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和5年度第10回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長  
（挨拶）

馬場和哉

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長よりお願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明  
配付資料について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は特にありません。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会は特に報告する事項はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4地区部会も特に報告する事項はございません。

広報部会会長（阿達正委員）

総会前に広報部会を開いております。2月25日に新しい委員になってからの2回目の農業委員だよりを発行するよう打ち合わせをしました。第1部会、第2部会には原稿依頼があると思いますが、よろしくお願ひします。以上です。

議長（上村会長）

それでは、日程1報告事項につきましては、それぞれ報告をいただきました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、議長に指名を一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。まず、議席番号13番吉田久委員及び議席番号14番穴沢勝也委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は21件、83筆、61,570.00㎡の届出がありました。解約の理由は、第三者に利用権設定、経営規模縮小のため、借入農地規模縮小のため、労力不足、第三者に売却となっております。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の説明のとおり事前配付ということで目を通していただけたかと思ひます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の11ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は15件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。整理番号9番、10番は司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の13ページをご覧ください。

報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、こちらは、いわゆる2アール未満の農業用施設許可不要の案件となっております。今月の届け出は2件ありました。

整理番号1	申請地	*****	田	80 m <sup>2</sup>
	申請人	*****		
	転用目的	農機具格納庫敷地		
整理番号2	申請地	*****の一部	田	70 m <sup>2</sup>

申請人 \*\*\*\*  
転用目的 農機具格納庫敷地

議長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第3号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の15ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買3件、所有権移転贈与4件、使用貸借権設定2件です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\* 田ほか22筆 合計12,414㎡  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢であり、耕作することが難しくなってきたことから、申請地の近くを耕作する譲受人と、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有し今後導入も予定しております。また、経験年数が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 畑 131㎡  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人は相続により農地を相続しましたが、農業経験がなく耕作が出来ないため、義理の母の親族である譲受人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田 259㎡  
譲渡人 \*\*\*\*

譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅及び農地と隣接しており、譲受人とその妻が耕作してきましたが、譲渡人は市外在住であり、また、高齢になり後継者もいないことから、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 田 480 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲渡人所有の農地と相分けとなっており、譲受人が以前より耕作していましたが、この度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計 387 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、市外在住でありまた農業経験がなく高齢で後継者もいないことから、申請地の耕作者である譲受人とこの度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

次の整理番号6番及び7番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* 畑 8.77 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

整理番号7 申請地 \*\*\*\* 畑 13 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*  
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、作業の効率化を図るためです。申請地はお互いの農地に隣接していますが、耕作不便を解消し、作業の効率化を図るため、お互いに贈与するため、申請があったものです。両者は経験年数が十分ありますので、当該農地は今後も適正に管理・耕作されていくものと考えます。

整理番号8番・9番は経営移譲に伴う使用貸借権設定です。



以上、整理番号1番から9番につきまして、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小岩孝徳委員

整理番号1番ですが、12月18日午後3時から、志田推進委員と現地立ち合いをしました。譲渡人宅にて、譲受人も同行してもらい、訪問調査してきました。降雪のため現地確認はできませんでしたが、現地は現在水田として耕作されており、作付けできる状態とのことでした。譲受人農機具等も一式あり、今後も耕作していくとのことでしたので、問題ないかと思われまます。

櫻井信夫委員

整理番号2番・5番ですが、11月22日に農業委員会事務局で私と戸田推進委員がこの関係者と面接をしました。先ほど事務局の説明のとおり、特に補足事項はありません。

阿達正委員

整理番号3番ですが、12月8日に現地確認を一緒しております。\*\*さんは事務局が言ったとおり、前からそこを耕作しており、\*\*さんが高齢のために売りたいということで、相談も以前からあり、現地も管理されております。事務局の言うとおり問題ありません。以上です。

浅井典裕委員

整理番号4番ですが、12月17日に五十嵐推進委員と譲渡人から事情を伺ってまいりました。合わせて、現場のほうも確認をしてきました。12月18日に譲受人から事情を聞いてまいりました。ずっと耕作されており、周りに影響を及ぼすこともないというふうに考えます。あとは事務局の説明のとおりです。

井口恒一郎委員

整理番号6番・7番ですが、11月15日に森山推進委員並びに事務局員共々、当事者と面談をし、話をさせていただいております。そして、11月27日には第2地区部会の農業委員・推進委員全員による情報共有、話し合いをさせていただきました。そして12月6日、現地を確認させていただいております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は、権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番・2番・3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号4番・5番・6番・7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権に関する整理番号8番・9番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から9番まで異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の19ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	30㎡
	農地区分	第1種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	一般住宅敷地の拡張		
	転用目的	一般住宅敷地		
	判断理由	住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの		

申請人は申請地を住宅敷地として利用するため、申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっています。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号1番ですが、12月16日に現地確認をさせていただいております。詳細につきましては、事務局のとおりでございます。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は3件です。

なお整理番号1番及び整理番号2番は土地の所有者が異なるため2件の申請になっておりますが、関連がありますので一括して説明をさせていただきます。

また、それぞれ整理番号1、2及び整理番号3には議事参与の制限がありますので、整理番号1及び整理番号2を説明・審議いただいた後に、整理番号3を説明させていただきます。

整理番号1は議事参与の制限によりまして、阿達正委員には退席いただきます。

(阿達正委員退席)

整理番号1	申請地	*****	田	434 m <sup>2</sup>
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建1棟、駐車場14台		
	転用目的	一般住宅建築及び駐車場敷地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため		

整理番号2	申請地	*****	田	1,013 m <sup>2</sup>
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建1棟、駐車場14台		
	転用目的	一般住宅建築及び駐車場敷地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため		

譲受人は市内で医院を開業しておりますが、駐車場が不足しており、申

請地を取得して住宅を新築、及び従業員用の駐車場として利用し、医院に隣接しております現在の自宅を解体し、医院の駐車場として利用するため、申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第3号整理番号1番、2番につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号1番、2番ですが、12月16日に現地を確認させていただいております。阿達さんには確認をさせていただきました。問題はないと思います。詳細につきましては、事務局のとおりでございます。

議 長（上村会長）

議案第3号整理番号1番・2番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番並びに2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

（阿達正委員着席）

続いて、整理番号3番をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

整理番号3番は議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員には退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号3 申請地       \*\*\*\*\* 畑 86 m<sup>2</sup>

農地区分   第3種農地

権利種別   所有権移転 売買

譲渡人       \*\*\*\*\*

譲受人       \*\*\*\*\*

申請概要   車庫1棟

転用目的   車庫建築敷地

判断理由   都市計画法に規定する用途地域が定められているため

譲受人は申請地の隣接する土地に居住しておりますが、駐車場が不足しているため、自宅に隣接する申請地を取得し、車庫を建築して利用するため申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第3号整理番号3番について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

阿達正委員

整理番号3番ですが、12月21日現地を見てきました。事務局の説明どおり特に問題はないと思います。

議長（上村会長）

議案第3号整理番号3番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

## 農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の23ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	334件
	筆数	1,353筆
	面積	1,188,340.11㎡

所有権移転	件数	2件
	筆数	11筆
	面積	6,133.00㎡

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、118ページをご覧ください。

整理番号5-1 所有権を移転する農用地	*****	田ほか6筆
		合計4,893㎡



## その他

特になし

議長（上村会長）

7月の改選以来、6カ月また非常に皆さん方にお世話になりました。また今後ともよろしくお願ひしたいというようなことでお願ひを兼ねまして、本年最後の総会を閉じさせていただきたいと思ひます。大変どうもご苦勞様でございました。

(時刻は15時15分)

上記会議の内容は、令和5年度第10回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

---

議席番号 番

---

議席番号 番

---